

守口市総合基本計画審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、守口市総合基本計画審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 審議会を傍聴しようとする者は、審議会当日に傍聴人受付簿に氏名及び住所を記載しなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、審議会を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品、又は、看板その他の示威宣伝の用に供される物品を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他審議会の円滑な運営を妨げるおそれがある者

(傍聴の人数制限)

第4条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 審議会における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 審議会の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 写真、ビデオ等の撮影又は録音をしないこと。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会長の指示に反する行為をしないこと。
- (6) その他審議会の秩序を乱し、又は審議会の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する退場措置)

第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は審議会の運営を妨げるおそれがあるときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは直ちに退場しなければならない。

附 則

この要領は、令和2年7月17日より施行する。